

議案第12号

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について

次のとおり鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年鳥取県条例第71号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
1 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。(2)において同じ。) (2) 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村	1 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。(2)において同じ。) (2) 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村
		1の2 鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年鳥取県条例第71号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村

<u>1の2</u> 略	略
<u>1の3</u> 略	略
略	

(1) 第2条第1項の規定による発行手数料の徴収	
(2) 第2条第2項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付	
<u>1の3</u> 略	略
<u>1の4</u> 略	略
略	

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に鳥取県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第2条第1項の規定により徴収した発行手数料であって、同日においてまだ指定認証機関に納付されていないものについては、前項の規定による改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。